

平成29年度 学長戦略経費（公募型プロジェクト）研究成果概要報告書

経費の種類	<input type="checkbox"/> 共同研究推進 <input type="checkbox"/> 若手教員研究支援 <input checked="" type="checkbox"/> 個人研究支援 <input type="checkbox"/> 研究推進重点設備 <input type="checkbox"/> 研究推進設備修繕
プロジェクトの名称	アメリカ合衆国における違憲立法審査制度の社会的機能に関する実証的研究
報告者氏名・所属・職名	靱岡宏成・旭川校・教授
プロジェクト担当者氏名・所属・職名	靱岡宏成・旭川校・教授
研究内容及び成果の概要	
<p>日本国憲法81条には、いわゆる違憲立法審査権が規定されており、これによれば、国会が制定した法令および行政行為につき、これらが憲法に違反しているか否かを審査する権限が最高裁判所に付与されている。この制度は、アメリカ合衆国で判例上認められてきた司法審査制度を参考にしたとされている。本研究では司法審査制度がアメリカ社会においてどのように機能してきたか、機能すべきかについて実証的に検討するものである。</p> <p>前年度までの研究では、アメリカの司法審査制度に民主主義を促進する機能ないし側面があるという立場の論者による議論を検討した。その中では、司法判断と民主主義との間に一定の親和性が見られていることなどを根拠として、司法審査制度が社会の中で一定の機能を果たしているという肯定論が展開されていることを確認した。</p> <p>今年度の研究では、そうした肯定論とは真逆の「反最高裁」学派による「司法審査制度廃止論」の主張を吟味した。とりわけ、歴史的観点から司法による最小統治を説くラリー・クレイマー、独自の憲法理論から大衆立憲主義を主張するマーク・タシュネット、司法最小主義を説くキャス・サンステインなどの論稿を取り上げた。</p> <p>そのような「反最高裁」学派の主張を検討した結果、いくつかの共通点が浮かび上がってきた。それは、①アメリカに固有の民主主義体制に対する崇拝、②法曹界、エリート層に対する不信感、③最近のロバーツ・コートによる諸判決に対する拒絶反応、などであった。ただ、いずれの主張も、「世論」ないし「民意」と最高裁の判決がどのような関係にあるかについての実証的な検証に欠けていることも判明した。今後は、政治学の分野における統計的な分析なども紹介しながら、このテーマについての議論の深化を図っていきたいと考えている。</p>	
成果の公表の状況	
<p>【著書】 なし</p> <p>【学術論文】 ・靱岡宏成、「アメリカ社会における司法審査制度の機能論(2)」、北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）、68巻2号、2018年、63-71頁</p>	
教育現場で活用可能な分野・教材等	
日本国憲法の授業で利用可能である。	
配布又はダウンロード可能な資料	冊子体40部
問合わせ先	代表者： 靱岡宏成 電 話： 0166-59-1286 FAX : 0166-59-1286 mail : momioka.hironari@a.hokkyodai.ac.jp